

化学物質管理に関する 国内外の動向

平成22年2月18日

環境省環境保健部環境安全課課長補佐
関谷 毅史

(意見・見解にわたる部分は私見です。)

講演の内容

1. 我が国の化学物質対策の変遷
2. 化学物質審査規制法の改正
3. PRTR制度の見直し
4. 環境省のリスクコミュニケーションの取組
5. 化学物質をめぐる国際情勢と我が国の取組
6. 今後の取組

2

1. 我が国の化学物質対策の変遷① 初期の対応(1970年代)

○公害問題 → 排出規制の実施

- ・不十分な初期の規制法 → 公害国会(1970年)において現在の
大気汚染防止法、水質汚濁防止法が成立。公害対策基本
法(現在は環境基本法)に基づいて設定される環境基準の維
持・達成を目指した排出規制等
- ・地方公共団体の努力: 公害防止協定、上乘せ・横出し条例

○製造・使用段階での審査・規制

- ・排出口以外からの汚染、PCB及びその類似物質への対応:
化学物質審査規制法(1973年)による事前審査制度の導入と
PCB類似物質の製造・使用規制(事実上の禁止)
- ・意図的に投与する物質に対しては、農薬取締法をはじめとす
る用途ごとの審査・規制

○環境モニタリングの実施 → 汚染物質の発見(デイルドリン、ク ロルデンなど)

3

1. 我が国の化学物質対策の変遷② 対策の拡大(1980~90年代以降)

○環境基準の設定が困難な「灰色物質」等への対応

- ・水環境: 要監視項目(1993年)・要調査項目(1998年)の設定
- ・大気環境: 有害大気汚染物質対策(1996年)、二次生成物質の
抑制を目的としたVOC対策(2004年)の導入
- ・PRTR制度の導入(化学物質排出把握管理促進法)(1999年)

○製造・使用規制の強化: 化学物質審査規制法の改正

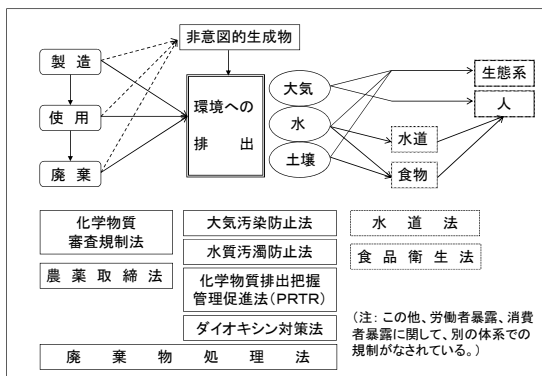
- ・トリクロロエチレン等への対応: リスク管理的手法の導入(1986
年改正)
- ・環境省が審査・規制に参画(2001年より)
- ・動植物への影響を考慮した審査・規制の導入(2003年改正)

○その他:

- ・媒体横断的対応: ダイオキシン類対策特別措置法(1999年)
- ・ストック汚染対策: 土壌汚染対策法(2002年) 等

4

化学物質の規制の体系(環境リスク管理)



5

1. 化学物質対策の変遷③: 国際的な取組の強化

- 当初: OECD(試験法など共通ルールの設定等)、WHO(環境保健クライテリアの作成)など

○その後、様々な国際的合意や取組

- ・**ロッテルダム条約**(1998年採択): PIC(事前通報・同意)手続き等による有害化学物質や農薬の途上国への輸出の適正化
- ・**ストックホルム条約**(2001年採択): POPs(残留性有機汚染物質)の国際的な廃絶・削減
- ・**GHS**(Globally Harmonized System of Classification and Labeling)(2003年勧告): 危険有害性分類やラベル表示の統一化
- ・**ヨハネスブルグサミット(2002年9月)で目標合意**: 化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを、2020年までに達成することを目指す。
→ この具体化のため、2006年に**SAICM**を採択。
- ・地域での取組: **EUのREACH**、**日中韓化学物質政策ダイアローグ**など

6

1. 化学物質対策の変遷④: 最近の動向

○化学物質審査規制法の改正(2009年5月)

- ・既存化学物質を幅広く対象にしたリスク評価の実施
- ・第一種特定化学物質の規制に関する国際的な整合性の確保 等

○PRTR制度の見直し(2007年8月審議会中間答申、2008年11月政令改正)

- ・対象物質の見直し(PRTR対象は354物質から462物質に)
- ・対象業種の拡大(医療業の追加)
- ・個別事業所データの公表(2009年2月公表分より) 等

○ナノ材料に関する取組

- ・環境省「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」のとりまとめ、公表(2009年3月)
- ・厚労省労働基準局長より通知(2008年2月、2009年3月) 等

○POPs条約への新規物質(9物質群)の追加に合意(2009年5月)

○国際的な水銀によるリスクの低減のため、法的拘束力のある文書の策定に合意(2009年2月)

7

2. 化学物質審査規制法の改正 ①

包括的な化学物質管理の実施によって、有害化学物質による人や動物への悪影響を防止するため、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、国際的動向を踏まえた規制合理化のための措置等を講ずる。

改正の背景・必要性

1. 化学物質に対する関心の増大(国民の安心・安全)
2. 化学物質管理に関する国際目標達成の必要性
 - 2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化。(2002年環境サミット合意)
 - ー 欧州では、新規規制(REACH)が2007年に施行。
 - 化審法(1973年制定)では、それ以降の新規化学物質についてすべて事前審査を実施。
 - 一方、法制定前の既存化学物質については、国が一部安全性評価を行ってきたが、多くの化学物質についての評価は未了。
3. 国際条約との不整合
 - 国際条約(ストックホルム条約)で、本年春、禁止される対象物質について、一部例外使用を認める合意がされる見込み。
 - 現行法では、例外使用の規定が制限的であり、我が国に必須の用途が確保できないおそれ。

改正の概要

(1) 既存化学物質対策

- 既存化学物質を含むすべての化学物質について一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を新たに義務付け。
- 国は、上記届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質を、優先度を付けて取り込む。これらについては、製造・輸入事業者が有害性情報^{注1}の届出を求め、人の健康等に与える影響を評価。
- その結果により、有害化学物質及びその含有製品を、製造・使用規制等の対象とする。

(2) 国際的整合性の確保

- 国際条約で新たに規制対象に追加される物質について、厳格な管理の下で使用できるようにする。
 - ー 半導体、泡消火剤向けの用途等

8

2. 化学物質審査規制法の改正② 改正化審法のポイント(1)

(1) 既存化学物質も含めた包括的管理制度の導入

- ① 既存化学物質を含む **すべての化学物質** について、一定数量以上の製造・輸入を行った事業者に対して、**毎年度その数量等を届け出る義務**を課す。
- ② 上記届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「**優先評価化学物質**」に指定する。
- ③ 必要に応じて、優先評価化学物質の製造・輸入事業者には有害性情報の提出を求めるとともに、**取扱事業者にも使用用途の報告**を求める。
- ④ 優先評価化学物質に係る情報収集及び安全性評価を段階的に進めた結果、**人又は動物への悪影響が懸念される物質**については、現行法と同様に「**特定化学物質**」として製造・使用規制等の対象とする。
- ⑤ これまで規制の対象としていた「**環境中で分解しにくい化学物質**」に加え、「**環境中で分解しやすい化学物質**」についても対象とする。

9

2. 化学物質審査規制法の改正 ③ 改正化審法のポイント(2)

(2) 流通過程における適切な化学物質管理の実施

- ・ 特定化学物質及び当該物質が使用された製品による環境汚染を防止するため、**取扱事業者に対して、一定の取扱基準の遵守を求めるとともに、取引に際して必要な表示を行う義務**を課す。

流通過程における化学物質管理の促進

- 二特に係る技術上の指針、表示義務の対象に、使用製品を取り扱う者を拡大
- 監視化学物質、優先評価化学物質を事業者間で譲渡等する場合には、相手方事業者に対して当該化学物質等が、それぞれ監視化学物質、優先評価化学物質であることを伝達するよう努める

10

2. 化学物質審査規制法の改正 ④ 改正化審法のポイント(3)

(3) 国際的動向を踏まえた審査・規制体系の合理化

- ・ 今後ストックホルム条約の規制対象となる物質について、条約で許容される例外的使用を厳格な管理の下で認めるため第一種特定化学物質に係る規制の見直しを行う等、規制の国際整合化を行う。

改正の背景・必要性

国際条約との不整合

- 国際条約(ストックホルム条約)で、本年春、禁止される対象物質について、一部例外使用を認める合意がされる見込み。
- 現行法では、例外使用の規定が制限的であり、我が国に必須の用途が確保できないおそれ。

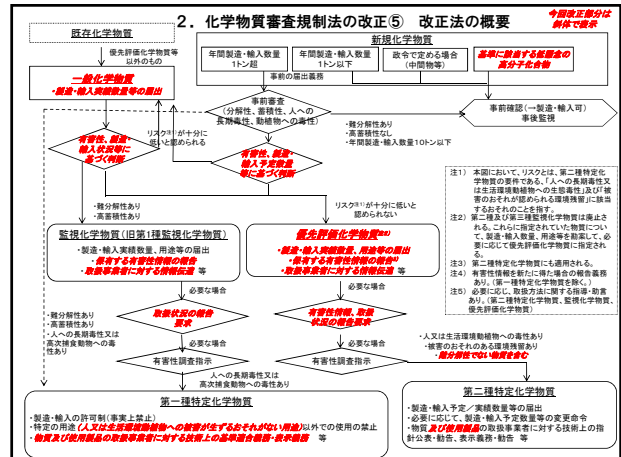
改正の概要

国際的整合性の確保

- 国際条約で新たに規制対象に追加される物質(PFOSを想定)について、厳格な管理の下で使用できるようにする。
 - ー 半導体、泡消火剤向けの用途等
- **一特の使用制限措置の見直し。** それに伴い、**基準適合義務の拡大、表示義務の新設。**

11

2. 化学物質審査規制法の改正⑤ 改正法の概要



2. 化学物質審査規制法の改正 ⑥ 改正化審法のその他のポイント

関係大臣への通知

○三大臣(厚生労働大臣・経済産業大臣・環境大臣)が、化審法に基づいて化学物質の性状に関する知見を得た場合、**他の法令に基づく措置に資するため、必要に応じ所管大臣へ当該知見の内容を通知。**

→今改正によって集積される化学物質に係る情報を**関係省庁間で共有し、各法令に基づく化学物質規制をより効果的なものとする。**

など 13

3. PRTR制度の見直し①

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
(化学物質排出把握管理促進法・化管法)の概要

◎PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度、Pollutant Release and Transfer Register)と

◎MSDS(化学物質等安全データシート、Material Safety Data Sheet)

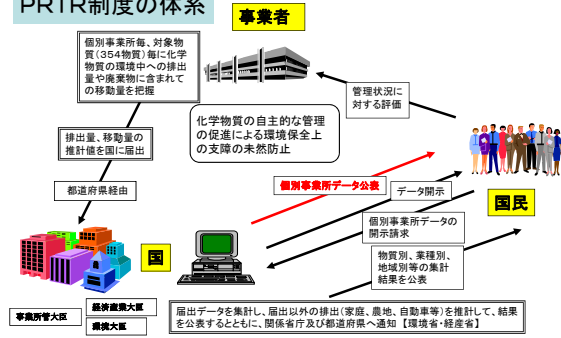
によって、**情報を開示、共有することを通じて**

- ・事業者による化学物質の自主管理の改善を促進し、
- ・環境保全上の支障を未然に防止する。

14

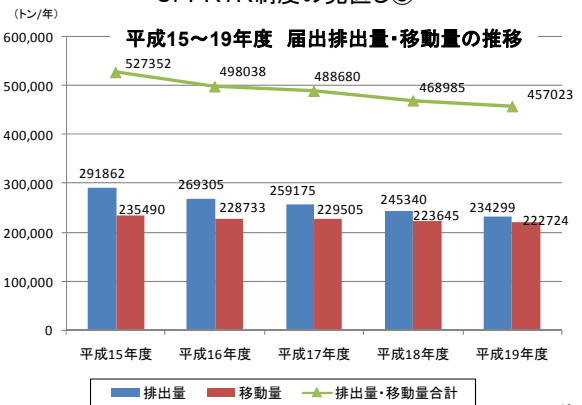
3. PRTR制度の見直し②

PRTR制度の体系



15

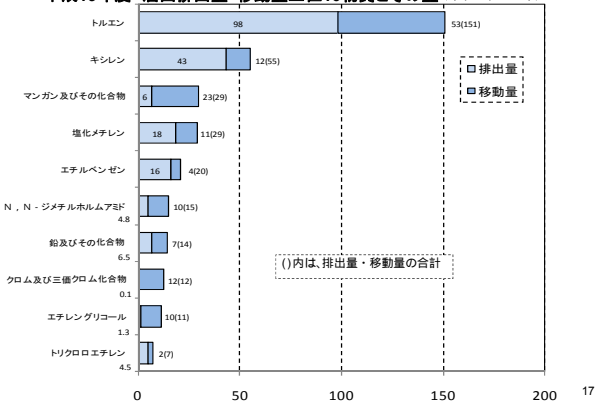
3. PRTR制度の見直し③



16

3. PRTR制度の見直し④

平成19年度 届出排出量・移動量上位10物質とその量 (単位:千トン/年)



17

3. PRTR制度の見直し⑤

今後の化学物質環境対策の在り方について(中間答申)

見直し検討の背景

- 施行後7年(平成19年3月)を経過した段階で、見直しを行う旨、規定
 - 中央環境審議会(環境大臣諮問)と産業構造審議会(経済産業大臣諮問)の合同会合により、見直し審議
 - 平成19年8月24日、中間答申
- 化審法見直しについての答申が平成20年12月22日に公表。化管法については中間答申でセット

化管法の役割と施行状況

- 事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成する等して自主管理を促進
- PRTR制度は、過去5ヶ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定の効果あり
- MSDS制度も事業者間の情報伝達の手法としてほぼ定着
- 現行の役割を維持することが適当

18

3. PRTR制度の見直し⑥

今後の化学物質環境対策の在り方について(中間答申)

PRTR制度に関する課題と方向性

- I. 対象物質の見直し
 - ・GHSとの整合化に留意し、化学物質の有害性情報やリスク評価の結果等を活用
- II. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討
 - ・医療業等の現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討
- III. 届出事項の追加
 - ・廃棄物処理方法及び放流先の下水道名を届出事項に追加
- IV. 排出量の把握手法や推計手法の改善
 - ・算出マニュアルの継続的改善を実施
 - ・廃棄物処理施設及び下水道処理施設からの届出外排出量の推計方法を検討
- V. 未届出事業者に対する対応
 - ・悪質な未届出事業者に対しては、厳正に対処
- VI. 個別情報の開示請求方式を国による公表方式に変更
- VII. 地図情報等の活用による、わかりやすい情報の提供
 - ・地方公共団体は、地域特性のニーズに対応した取組
 - ・事業者は、環境リスク評価やリスクコミュニケーションに活用

19

3. PRTR制度の見直し⑦

今後の化学物質環境対策の在り方について(中間答申)

MSDS制度に関する課題と方向性

- ・事業者は記載内容の充実にも努めるとともに、自主管理にMSDSをより一層活用
- ・GHSとの整合に向けた対応の検討

化学物質の自主管理に関する課題と方向性

- I. 自ら事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスク懸念の大きい物質から優先的に管理を強化することが望まれる
- II. 高懸念物質等については排出削減等の自主管理をより一層強化
- III. 国は、そのためのガイダンスの普及やモデル等の使い勝手の向上等により支援
- IV. 国は、例えば業種ごとの自主管理の取組状況に関する発表の場を設定する等、国民が産業界の取組を把握できるよう検討

20

3. PRTR制度の見直し⑧

化管法政令の改正

改正内容

- PRTR制度及びMSDS制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、現行354物質から462物質に変更
- 第一種指定化学物質のうち、PRTR制度の届出のすそ切りがより厳しく設定されている「特定第一種指定化学物質」について、現行12物質から15物質に変更
- MSDS制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、現行81物質から100物質に変更
- 対象物質の政令番号を変更
- PRTR制度に基づく環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う「第一種指定化学物質等取扱事業者」となり得る業種に、医療業を追加する。

公布

平成20年11月21日

21

3. PRTR制度の見直し⑨

改正政令の施行スケジュール

主体	法に基づき実施する具体的な措置			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定化学物質取扱事業者	現行物質について情報提供	現行物質について情報提供	改正物質について情報提供	改正物質について情報提供
第一種指定化学物質等取扱事業者	現行物質の平成20年度の分を把握 現行物質の平成19年度の分を届出	現行物質の平成21年度の分を把握 現行物質の平成20年度の分を届出	改正物質の平成22年度の分を把握 現行物質の平成21年度の分を届出	改正物質の平成23年度の分を把握 改正物質の平成22年度の分を届出
国	現行物質の平成19年度の分を推計	現行物質の平成20年度の分を推計	現行物質の平成21年度の分を推計	改正物質の平成22年度の分を推計

22

3. PRTR制度の見直し⑩

その他の改正・変更事項

- 届出書の記載事項の追加
 - ・化管法施行規則の改正を検討中
- PRTR排出量等算出マニュアルの改訂
 - ・平成21年3月にマニュアル第4版を公表
- 個別事業所のPRTRデータの公表
 - ・平成21年2月から、個別事業所のPRTRデータについて、開示請求方式に加えて、国による公表を実施

23

(参考1) PRTRの意義とデータの活用事例

PRTRの意義	PRTRデータの活用事例(今後利用予定を含む)
①環境保全上の基礎データ	○PRTR排出量データを、化学物質分野の取組推進に向けた指標とする。 ○特別管理廃棄物制度等、各種政策の検討に当たって基礎データとして使用。
②行政による化学物質対策の優先度決定	○化学物質の環境リスク評価に利用。 ○環境モニタリングの対象物質・対象地点の選定に利用。 ○化審法に基づく監視化学物質のリスク評価等に利用。
③事業者による自主的管理的改善促進	○事業所周辺の環境濃度予測等のツールを事業者に提供。 ○地方公共団体において、事業者指導の資料として利用。
④国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進	○データの集計結果を公表し、インターネット上に掲載。 ○排出量及び予測大気濃度の地図情報を作成し、インターネット上に掲載。 ○PRTRデータを活用した市民向けのガイドブック、化学物質ファクトシート等を作成。
⑤環境対策の効果・進捗状況の把握	○大気汚染防止法の優先取組物質の削減について、モニタリングデータ及びPRTRデータで対策状況を把握。

24

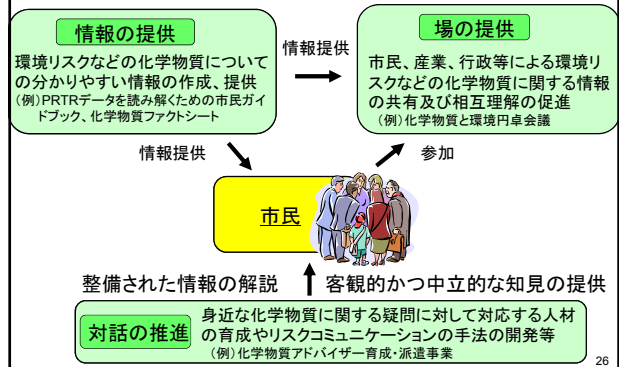
(参考2) 地方公共団体における
化学物質管理のための条例等による主な取組

	条例施行年	対象物質数	排出量・移動量の届出	取扱量の届出	計画書等の届出	事業者向け管理指針	リスクコミュニケーション(注3)
埼玉県	2002年	601(*1)	○	○	○	○	○
東京都	2001年	58	○	○	○	○	○
神奈川県	2005年	462(*1)	○	○	○	○	○
愛知県	2003年	462(*1)	○	○	○	○	○
大阪府	1995年 (2009年改正)	123(改正後は462(*1)+37+VOC)	○	○	○	○	-
札幌市	2003年	66	○	○	○	○	○
川崎市	2000年	64+α(*2)	○	-	○	○	○
名古屋市	2004年	462(*1)	○	○	○	○	○

*1: 化管法改正に伴う変更後の物質数 *2: 市長が必要と認める物質
*3: 条例に基づかない取組も記載

25

4. 環境省のリスクコミュニケーションの取組



26

5. 化学物質をめぐる国際情勢と我が国の取組

- (1) 水銀条約に向けた対応
- (2) SAICMへの対応
- (3) POPs条約への対応
- (4) ナノ材料の安全性への対応
- (5) GHSへの対応
- (6) OECDにおける取組

27

(1) 水銀条約に向けた対応

背景

- 平成14年12月 世界水銀アセスメントの公表
- 平成21年2月 第25回UNEP管理理事会において水銀規制に関する条約制定に向けて2010年に政府間交渉委員会を開催することに合意。(平成25年2月の第27回UNEP管理理事会で検討結果を報告し、条約化)

緊急性

- 水銀循環圏として、水銀条約の交渉をリード
- 平成25年2月に決する水銀条約交渉の進捗に応じ我が国の主張を効果的にインプット
- 特に我が国の家電、蛍光灯、鮮魚等からの水銀循環の削減、輸出入に係る検討を進め、適切に国際交渉を導く必要あり(廃リ部、水・大気局と分担)
- 平成22年度に我が国において政府間交渉委員会をホスト予定(調整中)。

交渉スケジュール(素案)(今後詳細決定)

2010年(平成22年)6月	第1回政府間交渉委員会以後、2013年までに計5回開催予定
2013年(平成25年)2月	第27回UNEP管理理事会に検討結果を報告→条約化

我が国の取組

- 国際交渉の主導
 - 交渉自体への知的貢献によるリーダーシップの発揮(交渉内容のコンセプト、具体案等の提示)
 - 政府間交渉委員会の我が国での開催、アジア太平洋地域会合の開催
 - UNEPの決定に基づく自主的取組にも積極的に関与(水銀パートナーシップ廃棄物分野のリード)
- 条約が国内に与える影響の分析、対応の検討
 - 大気への放出管理、輸出削減、長期保管等、条約に含まれるであろう内容の我が国に与える影響の分析及び国内施策での対応の検討(国際交渉へもフィードバック)

28

(2) SAICMへの対応①
(Strategic Approach to International Chemicals Management)

- 1992年 地球サミットで「アジェンダ21」採択(第19章:有害化学物質の管理)
 - 1994年 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム設立
 - 2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD) ヨハネスブルク実施計画で「2020年目標」に合意。
 - 予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。
- 2005年までにこのための戦略的アプローチを策定することを決定
- 2003~2005年 3回の準備会合、世界5地域における地域会合等
 - 2006年2月 国際化学物質管理会議(ドバイ)において2020年目標の達成を目指した戦略的アプローチ(SAICM)を採択
- その後、国連環境計画等の国際機関がSAICMを承認

29

(2) SAICMへの対応②(経緯と今後の見通し)

SAICMの概要

ドバイ宣言: 30項目からなる政治宣言文。世界の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要とし、2020年目標の確認、子供、胎児、脆弱な集団の保護、国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中へのSAICMの統合等が盛り込まれている。

包括的方針戦略: リスク削減、知識と情報、体制整備、能力向上と技術協力、不法な国際取引の防止の5つの目標に向け、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価等について記述。

世界行動計画: 各国・関係者の取組の参考として、273の行動項目を提示。実施主体、スケジュールなどを示す。

SAICMの実施状況のレビュー:

- 先進国の更なる化学物質管理
- 途上国支援・資金増援
- ナノ材料等新規の課題への対応

各国、国際機関等における更なる取組を決定

2007(H19)年5月 アジア太平洋地域会合(バンコク)

2009(H21) 第2回ICCM

SAICMの実施状況のレビュー

- 2009(H21)年11月 第2回アジア太平洋地域会合(北京)
- 2009(H21)~2010(H22) 議長国会合(複数回)
- 2011(H23) 第3回ICCMの準備のための公開作業部会
- 2012(H24) 第3回ICCM
- 2015(H27) 第4回ICCM - SAICM実施状況をフォローアップ
- 2020(H32) 第5回ICCM

SAICMのフォローアップ

各国政府
SAICMの国内実施計画の策定等
<我が国の取組>
環境基本計画への位置づけ
関係省庁連絡会議設置
各種政策の強化・推進
SAICMの理解促進、途上国支援

国際機関

産業界

非政府機関

ICCM2~ICCM3の間の議長団

- アジア太平洋地域(日本)
- アフリカ地域(セネガル)
- ラテンアメリカカリブ海地域(チリ)
- 中東欧地域(スロベニア)議長
- 西欧その他地域(スペイン)

→ 2020年までに化学物質が健康・環境に与える影響を最小化

30

(2) SAICMへの対応 ③我が国におけるSAICMの実施
—国内政策への統合(1)—

○環境基本計画への位置づけ

- ・環境基本法に基づく**第三次環境基本計画**(平成18年4月閣議決定)に位置づけ。
- ・中央環境審議会が、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく**施策の進捗状況**などを点検し、その後の政策の方向について政府に報告(平成20年12月閣議に報告)。
- ・今後の政策に向け、国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)の推進に関し、我が国が、引き続き、アジア太平洋地域における主導的な役割を果たすことが必要である旨、提言がなされた。

○関係省庁連絡会議を設置、検討

- ・政府全体としてSAICMを推進するため、**関係省庁連絡会議を設置し、国内実施計画を策定**することを決定。また、多様な化学物質関係施策についても情報交換、共有。
- ・関係省庁連絡会議の資料は環境省HPで公表。

31

(2) SAICMへの対応 ④我が国におけるSAICMの実施
—国内政策への統合(2)—

○各種政策の強化・推進

- ・化審法、化管法について見直しを実施。
 - 化審法改正法案を国会に提出し平成21年5月に成立。
 - 化管法の対象物質の見直し(政令改正)、個別事業所データについて国が公表する方式に変更、届出事項等運用の見直し等を実施。
- ・個別取組も強化(例:小児環境保健等)
- ・産業界、NGOもSAICMへの取組を強化

○ SAICMの理解促進(セミナー等)

- ・政府、産業界、NGOにおける取組の状況等について情報交換・意見交換を行うための**国内フォーラム**を公開で開催。(平成19年3月、平成20年3月、平成21年3月)
- ・市民、産業界、行政のメンバーからなる「**化学物質と環境円卓会議**」の場でSAICMについて取り上げ(平成17年、18年)。³²

(2) SAICMへの対応 ⑤我が国におけるSAICMの実施
—途上国支援等国際対応—

○SAICM実施に関する国際会議に対応

- ・ICCM2準備のための各種会合、ドナー会合、EU-JUSSCANNZ会合等に参加、我が国の取組等を発信。

○アジア太平洋地域における日本イニシアティブ

- ・2009年5月までSAICMアジア太平洋地域フォーカルポイントとして、各国ナショナルフォーカルポイントと連携。(現在は地域フォーカルポイントはインド。日本はICCMビューローメンバー。)
- ・平成19年5月、SAICMアジア太平洋地域会合を開催支援。

○「クイックスタートプログラム」への対応

- ・環境省では、SAICM 諸外国実施状況に関する調査等を通じて日本へのQSP 要請があった国(タイ・ブータン)について、化学物質管理政策構築支援を実施。

33

(3) POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)への対応①

【背景】

環境中での残留性が高いPCB、DDT、ダイオキシン等のPOPs(Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質)については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分

国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要

- POPs ①毒性があり、
②分解しにくく、
③生物中に蓄積され、
④長距離を移動する物質

2001年5月 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択
2002年8月 我が国が条約を締結
2004年5月 条約が発効

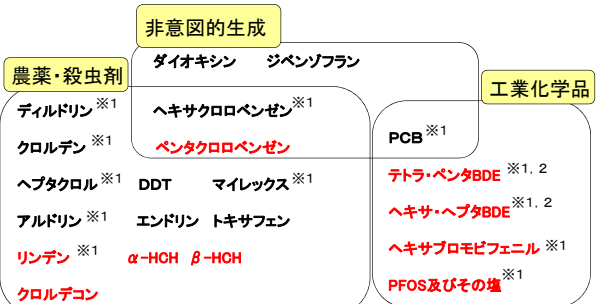
【条約の概要】

1. 目的 リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。
2. 各国が講ずべき対策
 - (1) 製造、使用の原則禁止
 - アルドリン、クロルデン、デルタリン、エンドリル、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCB及び原則廃棄物(DDT)
 - (2) 非意図的生成物質の排出の削減
 - ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCB
 - (3) POPsを含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理
 - (4) これらの対策に関する国内実施計画の策定
 - (5) その他の措置
 - 新規POPsの製造・使用を予防するための措置
 - POPsに関するモニタリング、情報公開、教育等
 - 途上国に対する技術・資金援助の実施

34

(3) POPs条約 への対応②

POP条約対象物質(21物質群)



赤字:2009年のCOP4において新たに追加された POPs(9物質群)。2010年8月に条約の改正附属書が発効

※1...適用除外あり
※2...プロモジフェニルエーテル

(3) POPs条約 への対応③

POP条約に基づく国内実施計画

条約上の義務を履行するための措置を網羅した計画を策定し、条約発効後2年以内に提出することとされている(我が国は2006年5月に提出済。条約対象物質追加に伴い今後改定が必要)。

製造等の規制、排出削減、適正処理等の具体的措置

化審法、農業取締法等に基づく製造等の規制※ (厚労省、農水省、経済省、環境省)	ダイオキシン等の非意図的生成物質の排出削減 (経済省、環境省 ほか)	過去に製造されたPCB、農薬、廃棄物等の適正管理・処理 (農水省、経済省、環境省)	土壌・底泥の汚染の把握、汚染土壌の浄化等 (国交省、環境省)
--	---------------------------------------	--	-----------------------------------

—化審法においては、第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入、使用を原則禁止。

各種措置の基盤となる施策

高精度環境監視の実施(国交省、環境省)	東アジアでの共同監視、技術協力等の国際的取組(外務省、環境省 ほか)	広報活動、情報提供等(環境省 ほか)	対策技術等研究開発(内閣府 ほか)
---------------------	------------------------------------	--------------------	-------------------

国内実施計画の実施状況の点検と改定

POPs関係省庁連絡会議(内閣府、外務省、文科省、厚労省、農水省、経済省、環境省)において、本計画の実施状況を点検し、必要に応じて改定。

36

(4) ナノ材料の安全性への対応

ナノ材料の安全性に関するOECDの取組状況

OECDでのナノ材料の安全性に関する議論は、Chemical Committee(化学委員会)の下に設置された、WPMN(Working Party on Manufactured Nanomaterials:工業ナノ材料に関する作業部会)において精力的に進められている。
WPMNでは、以下に示すような9つのSG(Steering Group)が分担して検討が進められている。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| -SG1: データベース開発 | -SG6: リスク評価における協働 |
| -SG2: EHSIに関する研究戦略 | -SG7: 代替手法の役割 |
| -SG3: 優先検討物質、データセット等 | -SG8: ばく露量調査、ばく露回避 |
| -SG4: 試験ガイドライン | -SG9: 工業用ナノ材料の環境上持続可能な利用 |
| -SG5: 自主的及び規制プログラム | |

既に、SG1でのプロトタイプデータベース作成や、SG3での工業ナノ材料の代表的なセット及びデータセット案の確認、SG4でのOECDガイドラインに基づく試験方法の適否の検討といった成果が示されている。

SG3での成果の一つである代表的工業ナノ材料リスト

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1) フラーレン(C60) | 8) 酸化アルミニウム |
| 2) 単層カーボンナノチューブ(SWCNTs) | 9) 酸化セリウム |
| 3) 多層カーボンナノチューブ(MWCNTs) | 10) 酸化亜鉛 |
| 4) 銀ナノ粒子 | 11) 二酸化ケイ素 |
| 5) 鉄ナノ粒子 | 12) ポリスチレン |
| 6) カーボンブラック | 13) 樹状高分子(dendrimers) |
| 7) 二酸化チタン | 14) ナノクレイ |

測定法や、環境ばく露の内容等
環境安全上重要な内容について
隔次検討が行われる予定

環境省がまとめた「工業
用ナノ材料に関する環境
影響防止ガイドライン」に
沿って国際標準化を目指す

37

(5) GHSへの対応

2003年7月、国際連合からGHS (Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals)という「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」についての勧告

GHSとは、化学品の危険有害性(ハザード)ごとの各国の分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一したルールとして提供するもの。

GHSで分類・表示される危険有害性としては、爆発性や引火性、急性毒性、発がん性、水生環境有害性などがあり、それぞれに危険有害性の程度に応じたシンボルマーク(絵表示)と、「危険」または「警告」という注意喚起のための表示(注意喚起語)が決められている。

例えば、一定以上の毒性を持つものは、その毒性の程度に応じて、区分1-区分5に分類され、それぞれについてシンボルマークや注意喚起語などがラベル表示される。

我が国では、事業者がGHSに基づきMSDSや表示を作成する際の参考となるよう、環境省、厚生労働省及び経済産業省が中心となり、**関係府庁の連携事業として、関係法令におけるMSDS交付対象物質等について、危険有害性の分類を調和中。**

GHSによる急性毒性の分類・表示



危険
飲込むと
生命に危険

危険
飲込むと
中毒

警告
飲込むと
有害

警告
飲込むと
有害
おそれ

38

(6) OECDにおける取組

OECD環境保健安全プログラムの概要

●OECD加盟国が分担し、技術や知識を結集することにより、より良い仕事を迅速に行えるよう創設。

以下の3つの目的に基づき運営。

- ・実験動物愛護の精神を考慮に入れた上での高品質な化学物質の試験および評価方法の確立
- ・化学物質管理の効率性、有効性の向上
- ・化学物質および化学製品の取引における非関税障壁の最小化

◆環境保健安全プログラムの経緯

- 1971年 化学品プログラムの設立
- 1970年代～ 特定の有害化学物質の情報の共有、新規化学物質の評価(試験法・リスク管理方法)の開発
- 1980年代～ リスク評価方法、リスク管理手法、化学事故の防止等、既存化学物質対策
- 1990年代～ 農業、バイオテクノロジーを利用した製品、PRTR

39

今後の取組

- 化学物質審査規制法: 優先評価化学物質の選定とリスク評価手法の検討
- PRTR: 個別事業所データの公表等を踏まえたデータ活用のあり方の検討
- 水銀規制条約に向けた対応
- ナノ材料の安全性への対応
- SAICM国内実施計画の策定
- POPs条約国内実施計画の改訂
- 国際貢献(アジア等): 水銀条約、POPs条約、SAICMの実施支援 など

40